

薬 第 5608 号
令和 8 年 1 月 21 日

各保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指定
について（通知）

このことについて、令和 8 年 1 月 21 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例（平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号）第 10 条第 1 項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物 3 物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（令和 8 年厚生労働省令第 5 号）で新たに指定された物質と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して 10 日を経過した日（令和 8 年 1 月 31 日）から施行されることから、同条例第 11 条第 1 項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

問合せ先
献血・薬物対策グループ 福田
電話 (045)210-1111 内線 4972

別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 公益社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会会長
- 神奈川県製薬協会会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長
- 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部長

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 8 年 1 月 21 日 (水曜日)

号 外 第 1 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次

ページ

○告示

神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定 (健康医療・薬務課)

1

告 示

神奈川県告示第 9 号

神奈川県薬物濫用防止条例 (平成 27 年神奈川県条例第 10 号) 第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和 8 年 1 月 22 日から施行する。

令和 8 年 1 月 21 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

- 化学名 3- {2- [(シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル} -1H-インドール-4-オール
及びその塩類 (通称名 4HO-McPT、4OH-McPT、4-hydroxy McPT)
- 化学名 2- [(4-イソプロポキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類 (通称名 N-Pyrrolidino-isotonitazene、Isotonitazepyne)
- 化学名 2- {2- [(2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類 (通称名 Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofuranitazene)

2 指定の理由

1 の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

発
行横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 一 一